平成28年11月15日 第11839号

◎岡山県告示第五百八十号

その効力を失った。 .山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十七 「条例」という。)第十三条第一 項の規定により、 次の知事指定薬物の指定は、

平成二十八年十一月十五日

岡山県知

木

太

知事指定薬物の名称

. 匹 丨 イル)アセトアミド フルオロ フェニル) (通称名〇 Ν n Α フ ェネチルピペリジン 3217) 及びその

塩類

指定の失効の

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

 \equiv 失効年月日

平成二十八年十一月十一日

山県告示第五百

0 二十六年法律第二百四 指定をする 第二十五条の二第 項の規定に

五

0 所在場

五二〇の 三の九五、 二五三三の 三の六九まで、二五三三の七 三五一七 北区富吉二五一 二五三二の一〇、 二五二六の一四、 山市北区三和 二五二九の九、 の三、 一八まで、 一四二から六二二の 二五三三の 八六から二五三三の 二五一八の二、 四の二、二五一五の二、二五一五の七、 九、 二五二二の九、二五二二の一〇、 \mathcal{O} 二五二七 二五三三の三四、 二五二九 兀 九、 六二二の 一、二五三三の七二、二五三三の七 から二五三三の一〇三まで、 二五一九 の 一 一、、 九〇まで、 四八まで、 \mathcal{O} の三、二五二八の六から二五二八の八まで、 五. 二五二九の一二、 二五三三の四三、 の二、二五一九の三、二五二〇 二五三三の九二、二五三三の 六二二の \mathcal{O} 五 二五二六の一一、二五二六の一 二二から六二二の 五〇から六二二の 二五一五の 九 二五三二の七、 五四一 二五三三の六一 八、二五三三の 八、二五一六の三、 九 九三、 の一四から二 一五六まで、 から二五三 二五二九 区

指定の目的

土砂の流出

0

指定施業要件

立木の

伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、 定め
- (2)(1)市 主伐として伐採をすることが 町村森林整備計画で定める標準伐期齢 できる立木は、 以 上の もの 当該立木の所在す る市
- (3)間伐に係る森林 次の とおりとする
- 2 立木の 伐採

その び 役所に

◎岡山県告示第五百八十二号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事

原 木

隆

太

保安林予定森林の所在場所

真庭市山久世字中曽根二〇〇〇、 字バ シャウ二〇〇二、二〇〇五、 二〇〇六、

土砂の流出

0

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

(3)立木の 伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間

及び

2

次のとおりとする。

のとお 及び 真庭市役所に備え置い

覧に供する。)

◎岡山県告示第五百八十三号

二十九 条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

山県知 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(1)の森林については、 伐採の方法 主伐は、

新見市 (次の図に示す部分に限る。)

択伐による。

(3)(2)その他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定めない

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

のとおりとする。

0 図 及び 「次のとおり」 は省 その 面 及び

◎岡山県告示第五百八十四号

二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 の図に示す部分に限る。)) 所在場所

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(2)(1) 主伐は、 択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、 ものとする。 当該立木の所在する市町村に係る

(3)市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

2 立木の伐採の限度

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

次のとおりとする。

(「次の 図 及 び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

◎岡山県告示第五百八十五号

二十九 条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

太

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

次

の図に示す部分に限る。)

水源の涵養

変更後の指定施業要件

(1)立木の伐採の方法 の森林については、 主伐は、

択伐による。

新見市 (次の図に示す部分に限る。)

(3)(2)その他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定めない

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町

(4)

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

2

のとおりとする。

 \mathcal{O} 図 及び 「次のとおり」 は省 その 面 及び

◎岡山県告示第五百八十六号

二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 次 の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間 及び

2

次のとおりとする。

(「次の 図 及び 「次のとおり」 は省 その 及び 関係書類を岡 山県庁及び

◎岡山県告示第五百八十七号

二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市(次の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

) 所在場所

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をすることができる(1) 主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

2

次のとおりとする。

(「次の図」 及 び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡 山県庁及び

[四六六] 次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十八年十一月十五日

物件の概要

岡山県知事 伊原木 隆

太

字米当田二一 宅地	四八番五 宅地	土地 宅地、雑種地 本(五三一番) 宅地、雑種地	知四丁目三八 宅地	大八番一 山字岩坪前一 宅地	所 在 地目又は構造
八三、六三三・三	一八三・九三	地二七七・〇四	六八五・五八	二九九・三七	道
四七、九一五、	一、五八〇、〇	三、1三0、0	二七、六三〇、	111、000、	売払価格(最低
平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	受 付 期 限

番 若 宮三七〇八	番 字 真 土 地	番 二 押 三 八 九				三番地一	字 K 当 田 二 一 建 物	三番一
宅地	原 野	宅地	鉄骨造平家建	家建プロック造平	家建プロック造平	ート造平家建 鉄筋コンクリ	- ト造三階建	
三六九・五二	九二、四九五・三	二九五・五九	三五・〇〇	10.00	二五・二〇	一〇五・〇〇	八九六・四二	
二〇〇円 四一、	一二、五二O、 円	〇 〇 〇 円 九 一 八 〇						
平成二十九年 (月)	(月) 七月三十一日 (月)	(月) 七月三十一日 (月)						

		ナ フ え 社 ナ	ル ト 番 也 一 東 川 面 字 大 田 郡 矢 掛 町	九九六番一東川面字大田本地		† †	番 若 宮 三 七 〇 八 一 世 一 世 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
ブロック造陸	屋根平家建コンクリート	二階建一ト造陸屋根鉄筋コンクリ	二階建一ト造陸屋根鉄筋コンクリ	宅 地	平家建ート造陸屋根	屋根二階建 鉄筋軽量コン	屋根二階建鉄筋軽量コン
六・五〇	六 五 〇	一 四 二 · 五 〇	一 四 二 · 五 〇	八〇二・〇五	九 • 五 四	六 九 ・ 五 五	六 九 五 五
				二〇〇円九、			
				(月) 七月三十一日 (月)			

				_
平成二十九年	二、八九八、九	四九三・〇二	宅地	六一二番一八
平成二十九年	二、九〇四、七	四九四・〇一	宅地	六一二番一七 宏谷字一本松 一二番一七
平成二十九年	二、九九三、四	五〇九・〇九	宅地	六一二番一五 出地
平成二十九年	三、一一三、二	五二九・四六	宅 地	六一二番一四 紫谷字一本松 一二番一四
平成二十九年	三、二八〇、八	五四七・〇三	宅 地	六一二番一三 土地 三番一三
平成二十九年	二、〇五〇、五	三八三・二二	宅地	六一二番一二 塚谷字一本松 古田郡鏡野町
			屋根平家建	

上地 古田郡鏡野町 七四○番 一七 四○番 一七 平四○番 一七 平四○番 一七 平面 十四 十四 十四 十四 十四 十四 十四 十	六一二番二六 宏谷字一本松 主地 宅地	六一二番二三 宏谷字一本松 芝田郡鏡野町 宅地	大一二番二二 宅地	六一二番二〇	六一二番一九
宅地、雑種地	地	地	地	地	:
五 七 九 • 〇	四九五・一〇	四八八・二九	五九〇・一七	五七七・〇五	(
二、〇四二、七	〇〇円 二、九一一、二	二、七八五、〇	〇〇円 三、五〇四、九	三、三九三、一	〇 〇 円 -
平成二十九年 (月)	平成二十九年	平成二十九年 (月)	(月) (月) (月)	平成二十九年	(月) 七月三十一日

- 二 申込みの資格
- 本国内に住 所、 務所又は 事業所を有する個 人又は法人であること。 ただし、
- に掛ける者を除く
- 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十八条の三第 項 に規定す
- i i
- 2 地方自 法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百 1六十七 \mathcal{O} 兀 項に規定
- する者
- 3 知事が た者であ 地方自治法施行令第百六十七条の その 認めた時 から三年を経過 四第二項各号の な れ か に 該当すると認
- 込者又はその役員が岡 一号に規定する暴力団 山県暴力団排除条例 又は同条第三号に規定する暴力団員等 (平成二十二年岡 山 I 県 条 例 以下 第五
- 力団等」という。)である者
- 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 申込者又はその 役員が暴力団等と社会的 非難されるべ き関係を有 7 11
- 申込者又はその 役員が岡山 [県建設 工事等暴力団対策会議運営要領別 掲げ
- 措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不適当と認める者

三 用途制限

- 売払 V これら 0 ては、 用途に使用するおそ 売買契約書に、 れの 次に掲げる用途に使用することを制 ある第三者 転売 又は 貸し
- ることを禁止する旨の条件を付す。
- (1)る施設の用に供すること。 山県暴力団排除条例第二条第四 号に規定する暴力 団事務所その れ に
- (昭和二十三年法律第百二十二号) 第二条第 項に規定する風俗営業、 同条第
- 五項に規定する性 風俗関連特殊営業その他これら に類する業の用に供すること。
- 使用しなければならない旨の条件を付す。

2

苫田郡鏡野町

0

売払い

物件につい

ては、

売買契約書に、

住宅の

敷地

(2)

契約

心の締結

日

から五年間、

風俗営業等の

規制

及び業務の

適正化等に関

四 申込方法及び留意事項

1 産買受申出 |書に 必 要事項を記入 0 上 印鑑 登録証 明 書 又は 印

証

に係る印鑑を押 印 の受付期限までに 尚 山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次に より発行 日 から三月以 内 \mathcal{O} 証 明書を添付すること。

(1)人の 印鑑登録証 明 書

住民票 写 通

通

(2) \mathcal{O} 湯合 現在事項全部 証明書 通

印鑑証 明書

て、 先着順の 売払い となること。 ただし、

3 間 般競争入札による売払 に複数の者から申込みが ある場合は、先着順の売払い とする場合がある。 買受予定者を決定するまでの による随意契約を取りやめ

- 電話、 フ アクシミリ又は電子メー ルでの申込みはできないこと。
- 5 現状での 引渡し なるの 必ず物件の下見と現状の 確認を行っ た上で申し込む

五. 申込資格の 確認

ただし、 付確認書により、県有財産買受申出書の提出 申込資格を審査し、 般競争入札による売払 申込資格があると認めた者に対し いとする場合には、 日から起算して十五日以内に通知 別途その ては、 旨を通知する。 県有財産買受申出受 する。

適合通知書により、 申込資格を審査し 県有財産買受申出書の提出日から起算し 申込資格がないと認めた者に対しては、 て十五日 県有財産買受申出不 以内に通 知す

六 契約の締結

を締結すること。 契約保証金を納付すること。 県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、 なお、 契約 締結の 契約金額 同確認書に記載された日までに契約 \mathcal{O} 十パ セン 以上に相当する額

七

は、 売買代金 原則とし (契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。 て契約の 締結 \mathcal{O} \mathcal{O} 翌日 から起算し て二十月 以内に納 入すること。 以下同じ。)

に帰属させる。

納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、

六の契約保証金は、

八

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課 (電話〇八六-二二六-七二三五)

次のとおり国土調査の成果を認証した。 〔四六七〕国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

岡山県知事 伊 原 木 太

平成二十八年十一月四	一 部 郷 油 野 の	地 籍 第 図 市 び び	平成二十八年七月平成二十六年九月	市	見	新
甲成二十八年十月二十	里見の一部	地 籍 第 図 及 び	平成二十六年四月平成二十六年四月	町	庄	里
平成二十八年十月二十	一部里見の	地 籍 籍 図 及 び	平成二十八年三月平成二十六年四月	町	庄	里
平成二十八年十月二十	哲多町宮河	地 籍 第 図 及 び	平成二十八年六月平成二十七年五月	市	見	新
認証年月	た地域調査を行っ	成果の名称	調査を行った期間	名がって	た者の名称	た調